

# 憲法の現在

OBA MJ 連載

## 《憲法問題特別委員会だより》

### 第43回 憲法問題特別委員会 第63回連続学習会 「特定秘密保護法の問題点と今後の課題」について

講師 秘密保全法制対策大阪本部 本部長代行 大江洋一弁護士

憲法問題特別委員会 委員 加納 雄二

#### 1 概要

憲法委員会の学習会としては盛況(?)で、25名の参加がありました。

法律の問題点について、大変分かりやすく説明していただきました。まず、皆さんにお勧めしたいのは、この日のレジュメ等を参照しながら、条文を読んで問題点を勉強していただきたいということです。講演の一部を紹介すると、以下の通り。

#### 2 弁護士会でこの問題に取り組むことができる。

それは、弁護士法1条の2項は1項を受けて「弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。」とあることによる。以前のスパイ防止法の日弁連の反対決議については、このような決議を多数決で賛成、反対の意思を表明することは、目的の範囲を逸脱するものであるとして、総会決議無効確認の裁判が提起されたが請求棄却された(東京高裁 H4.12.21)。

3 法律の内容は「知る権利や情報公開のことを全く念頭に置かない偏った水も漏らさぬ秘密法案」である。行政がそっくりそのまま秘密のペールに包むことができることが問題。指定期間の歯止めが無いことや、国会での審理や、裁判所での情報公開にも支障をきたす。とのことですが、この法案に関する諮問機関として有識者会議「情報保全諮問会議」ができましたが、この会議の議事要旨からも日米密約やスパイ事件に関する発言を削除していたそうです。公正の確保の為に、全面公開すべきと思いますが、何でも秘密にしたがるのですね。

4 独立性の無い第三者機関は無意味。そのような機関が法の施行状況をチェックしても、何ら実効性は無い。

5 知る権利への配慮無く歯止めが無い。ツワネ原則違反(後記注参照)である。

大江弁護士は、この法律が2013年6月に公表された安全保障と情報への権利に関する国際基準「ツワネ原則」に

反するということを指摘されました。なお、前記諮問会議でも、宇賀克也東京大大学院教授はこの「ツワネ原則」に言及。「参照して議論を進めるべきだ」と主張したそうです。

6 国会法との関連で、議員への提供に規制があり、提供されたときも議論できない。

一旦特定秘密を知った国会議員は、同僚国会議員、自分の秘書、所属政党役員、弁護士や学者などの外部有識者などに対して、特定秘密を伝えることはできなくなる。

国政調査権(104条)について不開示となるとどうなるのかが詰められていない。

この点につき、日弁連では、「特定秘密保護法案と国会・国会議員に関するQ & A」というパンフレットが出ています。(注) ツワネ原則についても日弁連のホームページ(会長声明等)参照。

7 今後の課題について、「国家に秘密が必要だ」との立場をとっても、この法案は欠陥法案。とりわけ知る権利への侵害となる恐れの高い24条と25条はまず削除すべし、とのことでした。

この法案に反対するデモに関し、石破官房長官が何の根拠も無く、デモ参加者を「テロリスト」と決めつけました。この法案の制定や、憲法改正、憲法解釈の変更等、全て同じ発想ですね。自分が正しい、もしくは自分が信じる国家観が正しい。反面反対する人は全て悪人=テロリストにされてしまうのでしょうか。このような発想は独裁者のものではないでしょうか。

安倍首相は2月3日の衆議院予算委員会で「憲法が国家権力を縛るのは、王権が絶対権力を持っていた時代の考え方だ。今は国の形、理想を語るものだ」と述べたそうです。この法案の内容や、集団的自衛権の解釈といい、このような主観的発想に基づくものではないでしょうか。報道によると、このような発言もあったので、有志の弁護士がバレンタインデーに「憲法の基本を理解して欲しい」との趣旨で安倍首相に芦辺憲法の本とチョコを贈ったそうですが、効果はどうでしょうか?